

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福島県報

号外第62号

福 島 県 報

平成23年9月30日 金曜日

1

目次

県政要聞

○監査公表二件

福島県監査委員

監査公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成23年9月30日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方保実
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之

1 監査実施期間 平成23年8月2日～平成23年9月9日

2 監査対象機関 公所21箇所

3 監査の結果

監査は、平成22会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県南地方振興局	平成23年9月8日	宗方保	野崎直実	実地監査	平成23年7月26日 平成23年7月27日
会津地方振興局	平成23年8月24日	鳴原吉之助	高野宏之	実地監査	平成23年7月21日 平成23年7月22日

南会津地方振興局	平成23年8月24日	鳴原吉之助	高野宏之	実地監査	平成23年7月14日 平成23年7月15日
----------	------------	-------	------	------	--------------------------

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 個人事業税について、詳細調査未了などにより9件、税額計586,100円の課税が行われていない。(県南地方振興局)
- 補助金の一部返還について、根拠規程に基づき実績確認、交付額の確定、交付決定の一部取消、返還命令等の手続が行われていない。(南会津地方振興局)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北保健福祉事務所	平成23年9月8日	宗方保	野崎直実	実地監査	平成23年7月21日 平成23年7月22日
県中保健福祉事務所	平成23年8月25日	宗方保	野崎直実	実地監査	平成23年7月19日 平成23年7月20日
会津保健福祉事務所	平成23年8月3日	宗方保	野崎直実	実地監査	平成23年7月6日 平成23年7月7日
南会津保健福祉事務所	平成23年8月31日	鳴原吉之助	高野宏之	実地監査	平成23年6月30日 平成23年7月1日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 通勤手当が不足支給(1人115,600円)、超過勤務手当が不足支給(7人31,877円)となっている。(県北保健福祉事務所)
- 旅費について、「早朝出発等定額」の支給されていないものが76件、旅行命令がなされていないものが4件ある。(県北保健福祉事務所)
- 公用自動車について、支出となる廃車費用と収入となる売却い代金を同額として、収入と支出の事務手続をせずに廃車処分をしている。(県中保健福祉事務所)

- 委託契約に基づき受託者が提出すべき事業実施計画書が提出されておらず、提出の指示も行っていない。(県中保健福祉事務所)
- 社会福祉施設等入所費負担金の現年度分徴収率が、県平均を下回り、かつ前年度を下回っている。(会津保健福祉事務所)

- 旅費について、「早朝出発等定額」の支給されていないものが34件ある。

(3) 商工労働部 (南会津保健福祉事務所)

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
ハイテクテラ サ	平成23年8月23日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成23年7月8日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

○ ハイテクテラサ監査時に、商工労働部産業振興総室に関する指摘事項が下記のとおり認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・手数料の決定事務において、著しく適正を欠いている。

「事実」

繊維関係の試験等に係る手数料は、福島県ハイテクテラサ条例において「1件、4,000円の範囲内で定める額」と定められているが、同施行規則においては条例で定める額を超えた額を定めているものがある。

(1) 条例で定める手数料

種類 繊維関係
単位 1件

金額 4,000円の範囲内で定める額

(2) 同施行規則で定める額

繊維関係

ア 種別 物性試験 衣服環境試験

単位 1試料

金額 6,770円

イ 種別 鑑別等 その他の織物鑑定

単位 1試料

金額 4,630円

「是正・改善等の意見」

手数料の額を定めるに当たっては、条例に基づき、適正に規定すること。

(商工労働部産業振興総室(ハイテクテラサ))

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
会津農林事務所	平成23年8月24日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成23年7月12日 平成23年7月13日
南会津農林事	平成23年8月25日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成23年7月6日

務所				平成23年7月7日
内水面水産試験場	平成23年9月9日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査 平成23年7月20日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・単身赴任手当が過支給(1人23,000円)、超過勤務手当が過支給(2人11,680円)となっている。(会津農林事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
会津若松建設事務所	平成23年8月23日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成23年7月14日 平成23年7月15日
喜多方建設事務所	平成23年8月2日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成23年6月30日 平成23年7月1日
南会津建設事務所	平成23年9月1日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成23年6月28日 平成23年6月29日
福島空港事務所	平成23年9月9日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成23年7月22日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・職員手当の支給に著しく適切でないものがある。

「事実」

1 職員Aほか42名に係る超過勤務手当の支給について、時間外に運転業務を行ったにもかかわらず、支給されていないものがある。

正当支給額 432,060円

既支給額 0円

不足支給額 432,060円

2 職員Bに係る通勤手当の支給について、病気休暇を取得したにもかかわらず、支給停止しなかったため過支給となっている。(平成22年8月～同年9月分)

正当支給額 0円

既支給額 44,200円

過支給額 44,200円

「是正・改善等の意見」

職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認するとともにチェック体制を確立し、関係規程に基づき適正に行うこと。(喜多方建設事務所)
 ○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

- 指導事項
- ・ 旅費の支払が3か月以上遅延している。(喜多方建設事務所)
 - ・ 道路舗装補修材について、単価契約により原材料費で購入しているほかに、需用費で随時に購入している。また、単価契約に係る納入時に納品書を徴取していないものがある。(南会津建設事務所)
 - ・ 公用自動車について、支出となる廃車費用と収入となる売却代金を同額として、収入と支出の事務手続をせずに廃車処分をしている。(南会津建設事務所)

- ・ 一級建築士事務所登録手数料について、福島県収入証紙で納付すべきところ、収入印紙が貼付され、消印されているものがある。(南会津建設事務所)
- ・ ETCカード使用簿の物品管理権者印及び自動車使用簿の承認印が全て押印されていない。(南会津建設事務所)
- ・ 旅行申請等の手続について、庶務システムによる申請及び旅費の支出が遅延している。(福島空港事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
 (6) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県中教育事務所	平成23年8月23日	鳴原吉之助	実地監査	平成23年7月8日
県南教育事務所	平成23年9月8日	宗方 保	実地監査	平成23年7月21日
南会津教育事務所	平成23年8月31日	鳴原吉之助	実地監査	平成23年7月5日
西会津高等学校	平成23年8月25日	宗方 保	実地監査	平成23年7月14日
川口高等学校	平成23年8月24日	宗方 保	実地監査	平成23年7月15日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

- 指導事項
- ・ 超過勤務手当が不足支給(1人10,818円)となっている。(県南教育事務所)
 - ・ 行政財産の使用許可について、許可や使用料調定等に遅延しているものがある。(県南教育事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
 (7) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
白河警察署	平成23年9月9日	宗方 保	実地監査	平成23年7月20日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
 (監査総務課)

監査公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した県営企業に係る定期監査を執行した結果は、次のとおりです。

監査対象機関	福島県企業局	担当監査委員	高野 宏之	執行年月日	平成23年8月9日
福島県監査委員	鳴原吉之助	福島県監査委員	宗方 保	福島県監査委員	野崎 直実
福島県監査委員	高野 宏之	福島県監査委員	高野 宏之	福島県監査委員	高野 宏之

第1 決算及び財務の状況
 平成22年度における決算及び財務の状況は、損益計算書、貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、適正に執行されているものと認められる。

第2 事業経営の状況
 当年度における工業用水道事業の業務運営の状況は、総給水量349,824,920㎡で、前年度に比べ16,862,081㎡(4.6%)減少しているが、これは東日本大震災に伴い被災した5つの工業用水道全てにおいて給水を停止したことにより給水量が減少しているためであり、工業用水道全体の給水は、震災の影響を除けば計画どおり実施されたものと認められる。

また、当年度における建設改良事業についても、磐城工業用水道第2期改築事業の配水管布設替工事など、計画どおり実施されたものと認められる。
 経営成績では、事業収益が2,574,286,781円に対し事業費用は2,313,671,734円で、当年度の純利益は260,615,047円となっている。これは、前年度より125,670,210円少ないが、修繕費や資産減耗費等の営業費用が増加したことに加え、東日本大震災に伴う給水停止により総給水量が減少したことなどによるものである。

○ 指摘等事項
特に認められなかった。
(地域開発事業)

第1 決算及び財務の状況
平成22年度における決算及び財務の状況は、損益計算書、貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、適正に執行されているものと認められる。

第2 事業経営の状況
当年度における地域開発事業の業務運営の状況は、白河複合型拠点において住宅用地1,819.04㎡を分譲し、C工区の工業用地20,936.28㎡を取得するとともに25,359.54㎡を分譲している。また、A B工区において緑地485.72㎡を譲渡している。当年度末における分譲率は、田村西部工業団地が79.2%、白河複合型拠点(造成済み)の工場用地が80.6%及び業務用地・住宅用地が47.0%となっている。
経営成績の状況については、事業収益475,782,738円に対し事業費用は1,003,137,959円で、この結果当年度の純損失は527,355,221円と前年度と比べ199,540,947円(60.9%)損失額が増加しており、当年度未処理欠損金は8,418,078,803円に達している。
○ 指摘等事項
特に認められなかった。

監査対象機関 福島県病院局
執行年月日 平成23年8月9日
担当監査委員 宗方 保
野崎 直実

(福島県立病院事業)
第1 決算及び財務の状況

平成22年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表その他の財務諸表におおむね適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められる。

第2 事業経営の状況
県立病院は、6病院、許可病床数847床であり、平成22年度の患者数は、延べ420,549人となっている。

患者数の内訳は、入院が延べ157,092人、外来が延べ263,457人で、前年度に比べて、入院は421人(0.3%)増加し、外来は7,050人(2.6%)減少し、合計では6,629人(1.6%)の減少となった。東日本大震災の影響による患者数の減少はあったものの、医師の確保等診療体制の強化により入院患者数は増加している。

経営成績では、総収益11,629,653,169円に対し総費用が13,097,674,933円で、純損失は1,468,021,764円と前年度に比べ265,760,533円(15.3%)損失額が減少しているが、繰越欠損金を加えた累積欠損金は25,644,390,196円に達している。
純損失額が減少したのは、入院患者数の増及び入院・外来診療単価の増により、入

院収益・外来収益が前年度と比較し354,229,368円増加するとともに、職員数の減等により給与費を含む医業費用が326,605,945円減少したことなどによるものである。
また、平成22年度において一般会計から繰り入れられた負担金・補助金は、収益的収入中に4,894,420,648円があり、資本的収入中の1,104,940,272円を合計すれば、総額5,999,360,920円に上っているが、これは前年度と比較して592,265,979円(9.0%)減少している。

(病院局)
事業収支
(単位 円)

年度	平成22年度	平成21年度	増	減
区分				
事業収益	1,509,438,388	440,640,789	1,068,797,599	
事業費用	485,749,607	483,935,886		1,813,721
純損益	1,023,688,781	△43,295,097		1,066,983,878

平成22年度の収支は、経営改革支援経費等の一般会計補助金の大幅な増加により、収益が1,509,438,388円で前年度に比べ1,068,797,599円(242.6%)増加したため、費用が485,749,607円で前年度に比べ1,813,721円(0.4%)増加したが、1,023,688,781円の純利益となっている。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。
指摘事項
・費用に多額の計上漏れがある。

「事実」
病院局が財団法人甲に委託した県立南会津病院における診療業務について、診療行為が行われたにもかかわらず、委託料2,835,000円を費用として計上せず、代金を支払っていない。
「是正・改善等の意見」

費用の計上に当たっては、各県立病院と十分連携の上、内部牽制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項
・決算書の作成に当たり、企業債の年度区分や消費税額の計算を誤ったまま決算している。

監査対象公所 県立矢吹病院
執行年月日 平成23年7月29日

担当監査委員 宗方保宏

高野宏之

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成22年度	平成21年度	増 減
人 院		52,035	53,083	△1,048
外 来		13,814	14,821	△1,007

2 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成22年度	平成21年度	増 減
事 業 収 益		1,708,616,454	1,828,140,530	△119,524,076
事 業 費 用		1,708,577,503	1,828,468,326	△119,890,823
純 損 益		38,951	△327,796	366,747

第2 経営管理の状況

平成22年度の利用状況は、入院患者数延べ52,035人、外来患者数延べ13,814人であり、前年度に比べ入院は1,048人(2.0%)、外来は1,007人(6.8%)ともに減少した。事業収支は、収益が1,708,616,454円の前年度に比べ119,524,076円(6.5%)減少したが、費用も1,708,577,503円と前年度に比べ119,890,823円(6.6%)減少したため、純利益が38,951円となり、前年度に比べ366,747円損益が改善した。

なお、一般会計から繰り入れられた精神病院増こう経費負担金及び県立病院事業支援経費補助金を除いた実質の純損失と比較すると、損失額は14,610,862円減少しており、経営状態には若干の改善が見られるものの、依然として厳しいものとなっている。

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 - ・診療応援を受ける場合の医師への報償費の単価について、病院局長から承認を受けた限度額を上回った額で決定している。

監査対象公所 県立喜多方病院
 執行年月日 平成23年7月29日
 担当監査委員 鳴原吉之助
 野崎直実

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成22年度	平成21年度	増 減
人 院		13,509	15,529	△2,020
外 来		32,811	34,395	△1,584

2 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成22年度	平成21年度	増 減
事 業 収 益		836,959,574	1,121,602,093	△284,642,519
事 業 費 用		1,144,497,781	1,296,501,422	△152,003,641
純 損 益		△307,538,207	△174,899,329	△132,638,878

第2 経営管理の状況

平成22年度の利用状況は、入院患者数延べ13,509人、外来患者数延べ32,811人であり、前年度に比べ入院は2,020人(13.0%)、外来は1,584人(4.6%)ともに減少した。事業収支は、収益が836,959,574円の前年度に比べて284,642,519円(25.4%)減少し、費用も1,144,497,781円と前年度に比べ152,003,641円(11.7%)減少したものの、純損失は307,538,207円と前年度に比べ132,638,878円(75.8%)増加している。

なお、一般会計から繰り入れられた県立病院事業支援経費補助金を除いた実質の純損失と比較すると、損失額は18,889,878円増加しており、経営状態は依然として厳しいものとなっている。

- 指摘等事項
特に認められなかった。

監査対象公所 県立会津総合病院
 執行年月日 平成23年8月3日
 担当監査委員 宗方保宏
 野崎直実

第1 事業経営の状況

(単位 人)

年度	平成22年度	平成21年度	増 減
1 取扱患者数			

区分	平成22年度	平成21年度	増 減
入 院	45,684	48,311	△2,627
外 来	83,787	89,506	△5,719

2 事業収支

(単位 円)

区分	平成22年度	平成21年度	増 減
事業 収 益	3,267,709,178	3,734,546,708	△466,837,530
事業 費 用	4,724,264,919	4,673,360,745	50,904,174
純 損 益	△1,456,555,741	△938,814,037	△517,741,704

第2 経営管理の状況

平成22年度の利用状況は、東日本大震災での病院施設の被災により病棟機能を一部休止したこともあり、入院患者数延べ45,684人、外来患者数延べ83,787人で、前年度に比べ入院は2,627人(5.4%)、外来は5,719人(6.4%)ともに減少した。

事業収支は、収益が3,267,709,178円で前年度に比べて466,837,530円(12.5%)減少し、費用は4,724,264,919円と前年度に比べ50,904,174円(1.1%)増加したため、純損失は1,456,555,741円と前年度に比べ517,741,704円(55.1%)増加している。

なお、一般会計から繰り入れられた県立病院事業支援経費補助金を除いた実質の純損失と比較すると、損失額は97,871,296円減少しており、経営状態には若干の改善が見られるものの、依然として厳しいものとなっている。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。

指摘事項

・旅費事務の執行において適切でないものがある。

「事実」

1 概算払いにより支給した職員Aほか1名に係る研修旅費について、後日、日程が延長となったにもかかわらず、精算手続が行われず不足支給となっている。

正当支給額 2,007,110円
既支給額 1,891,910円
不足支給額 115,200円

2 職員Bに係る赴任旅費について、赴任の日から11か月を超え、翌年度に支払っている。

赴任の日 平成22年5月1日
支払日 平成23年4月7日
支払額 129,720円

「是正・改善等の意見」

旅費事務の執行に当たっては、内部のチェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・既に廃棄されている主要医療機器について、用途廃止や処分の手続が行われていない。
- ・外来収益の一部について、課税、非課税の区分を誤ったまま決算がなされている。
- ・医業未収金の未収金の管理及び回収について、催告書の発付などが適切に行われていない。
- ・委託業務について、仕様書上の業務内容と一部相違する業務を行わせているにもかかわらず、契約の変更手続が行われていない。

監査対象公所 県立宮下病院

執行年月日 平成23年7月29日

担当監査委員 鳴原吉之助

野崎直実

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

(単位 人)

区分	平成22年度	平成21年度	増 減
入 院	6,477	6,532	△55
外 来	18,439	19,286	△847

2 事業収支

(単位 円)

区分	平成22年度	平成21年度	増 減
事業 収 益	677,150,239	618,438,705	58,711,534
事業 費 用	678,212,092	619,498,680	58,713,412
純 損 益	△1,061,853	△1,059,975	△1,878

第2 経営管理の状況

平成22年度の利用状況は、入院患者数延べ6,477人、外来患者数延べ18,439人で、前年度に比べ入院は55人(0.8%)、外来は847人(4.4%)ともに減少した。

事業収支は、収益が677,150,239円で前年度に比べて58,711,534円(9.5%)増加したが、費用も678,212,092円と前年度に比べ58,713,412円(9.5%)増加したため、純損失は1,061,853円と前年度に比べ1,878円(0.2%)増加した。

なお、一般会計から繰り入れられた不採算地区病院運営費負担金及び県立病院事業支援経費補助金を除いた実質の純損失と比較すると、損失額は3,790,202円増加しており、経営状態は依然として厳しいものとなっている。

- 指摘等事項
- 特に認められなかった。

監査対象公所 県立南会津病院
執行年月日 平成23年 7月29日
担当監査委員 鳴原 吉之助
野崎 直実

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成22年度	平成21年度	増 減
入 院		21,293	18,304	2,989
外 来		56,297	53,141	3,156

2 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成22年度	平成21年度	増 減
事 業 収 益		2,195,264,290	2,287,960,370	△92,696,080
事 業 費 用		2,196,465,008	2,289,089,425	△92,624,417
純 損 益		△1,200,718	△1,129,055	△71,663

第2 経営管理の状況

平成22年度の利用状況は、入院患者数延べ21,293人、外来患者数延べ56,297人で、前年度に比べ入院は2,989人(16.3%)、外来は3,156人(5.9%)ともに増加した。

事業収支は、収益が2,195,264,290円で前年度に比べて92,696,080円(4.1%)減少し、費用も2,196,465,008円で前年度に比べ92,624,417円(4.0%)減少したものの、純損失は1,200,718円と前年度に比べ71,663円(6.3%)増加した。

なお、一般会計から繰り入れられた不採算地区病院運営費負担金及び県立病院事業支援経費補助金を除いた実質の純損失と比較すると、損失額は150,656,969円減少しており、経営状態には改善が見られるものの、依然として厳しいものとなっている。

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・宿日直手当の支給に適切でないものがある。

【事実】

甲町との診療委託契約に基づき宿日直業務に派遣した医師Aほか2名に対し、支給が必要となる宿日直手当が支払われていないため、不足支給となっている。

正当支給額	100,000円
既 支給額	0円
不足支給額	100,000円

【是正・改善等の意見】

宿日直手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、関係規程に基づき適正に行うこと。

(監査総務課)